



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

～訪問購入はクーリングオフできる!?～



【事例】

突然、業者が自宅を訪れ「貴金属はないか」「今が売り時です」と言ってきた。

「帰ってほしい」「売る気はない」と断ってもしつこいので、金のネックレスなどを4点ほどを見せた。すると「売ってくれ」と強く迫られ、帰りそうにないので、仕方なく2万円で売った。

業者が帰った後「大事な物を売ってしまった」と後悔。翌日「返してほしい」と連絡したが、すでに手元にないとのこと。返してもらえないものか。

【ひとことアドバイス】

◇業者が自宅を訪ねてきて物品を買い取ることを「訪問購入」といいます。

◇今年2月の特定商取引法の改正によって訪問購入もクーリングオフの対象となり、買取契約書を受け取った日を含めて8日以内であれば、無条件で物品を取り戻すことができるようになりました（対象外の物品あり）。

◇頼んでもいないのに自宅を突然訪れて物品の買い取りを勧誘する「飛び込み勧誘」は禁止となりました。

◇物品の買取契約書は必ず受け取りましょう。

◇買取契約を結んでも、すぐに物品を引き渡す必要はありません。クーリングオフ期間内であれば物品の引き渡しを拒絶できます。

◇いったん業者に物品を渡すと、加工され、元の状態に戻らない危険があります。

こんなとき、どうする？



相談は
こちらへ...

役場消費生活相談窓口(町民課内)
TEL 0796・36・1941 (直通)
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!